

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>国家戦略特区における所得控除制度の創設 (国1)(法人税:義) (地1)(法人住民税、事業税:義)</p> <p style="text-align: right;">【新設・延長・拡充】</p>
2	要望の内容	<p>法人実効税率の引き下げに係る議論を踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設するとともに、所要の規定を整備する。</p> <p>&lt;検討事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得控除率</li> <li>・地方公共団体の負担軽減措置</li> <li>・対象となる事業及び区域の範囲</li> <li>・対象となる規制の特例措置の範囲</li> <li>・統括会社の設立時資本金及び増資額</li> <li>・所要の規定整備 等</li> </ul>
3	担当部局	内閣府地域活性化推進室
4	評価実施時期	平成 26 年 8 月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成 28 年度末まで
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 国家戦略特別区域法第1条 (我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、国が定めた国家戦略特別区域において、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することが重要である)</p> <p>国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定) (国家戦略特区制度の目的・意義) 国家戦略特区は、日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革の突破口である。大胆な規制・制度改革を通して経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化とともに、国際的な経済活</p>

			<p>動の拠点の形成を図り、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 6. 地域活性化の推進</p> <p>【施策】 ① 国家戦略特区の推進</p>
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る(2013年15位)」及び「2020年までに、世界の都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る(2012年4位)」(日本再興戦略(平成26年6月24日))</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 各特区における区域計画の目標達成状況 なお、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定)では、区域計画中に、区域計画の実施による特区内外に及ぼす経済的社会的効果など区域計画における定量的な目標について、数値化や目標期間等も含め、できる限り具体的なものとして設定することとされている。現在、各区域において当該区域計画の策定に係る区域会議を順次開催、審議中であり、現時点においては各特区における区域計画の目標は設定されていないが、今後当該区域会議における議論を踏まえ、順次設定される予定。 また、当該測定指標は、他の政策手段の効果の影響を受けるものであるため、測定にあたっては、これらの効果についても留意が必要である。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置により民間投資、経済活動を活性化することで、産業の国際競争力の強化に資する事業や国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業が進み、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが可能。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。</p> <p>さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、適用数の将来推計は現時点では困難である。</p>
		② 減収額	<p>上述のとおり、本税制は新設要望であり、また、税制の適用数等の前提となる個別プロジェクトの実施見込み者を含めた国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、現時点での適用実績は無い。</p> <p>さらに、区域計画そのものが現在策定中であるため、減収額の将来推計は現時点では困難である。</p>
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～平成28年度) 特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。 ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、政策目的の実現状況の分析は現</p>

			<p>時点では不可能である。</p> <p>さらに、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>規制緩和と法人税を含む税制等によって、特区区域において「世界で一番ビジネスのしやすい環境」を創出し、民間投資が喚起されることで、日本経済を停滞から再生へとつなげていく。</p> <p>さらに、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の分析は現時点では不可能である。</p> <p>また、将来の政策目的の実現に向けた区域計画そのものが現在策定中であるため、将来推計についても現時点では不可能である。</p> <hr/> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>本要望が実現しなければ、我が国経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が十分に進まず、民間事業者等の活力を最大限引き出す上で必要な機能を備えた拠点を十分に形成することができず、結果として国際競争力の向上に寄与することができない可能性等が考えられる。</p> <hr/> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 27 年度～平成 28 年度)</p> <p>本要望の実現によって、国家戦略特区において先行して大胆な税制措置や規制緩和等の施策の総合的かつ集中的な実施がなされることにより、特区内への民間投資が喚起され、我が国の経済の成長エンジンとなるような産業、企業等の集積が一層促進されることで、中長期的には減収額を上回る経済効果が発生し、競争の激化する東アジアにおける日本の立地競争力の回復(対日投資促進)と規制緩和を活用したニュービジネスの創出につながるが見込まれる。</p> <p>ただし、本税制は新設要望であり、また、現在、国家戦略特区の区域計画を策定している段階のため、適用実績はなく、区域計画で想定される事業規模を前提とした経済効果の分析や将来の推計は不可能である。</p> <p>さらに、本税制措置による税収減の規模については、「数年で法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指す」こととされている政府方針の具体的な内容と密接に関係するため、現時点においてこれを推計することは困難である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国家戦略特区は民間事業者が創意工夫をし、自由にビジネスを行える環境整備を行うものであるため、補助金と比較して幅広い法人に対してインセンティブを付与し、民間主導の事業を促進できる税制措置によるべきである。</p> <p>また、規制の特例措置は、民間が創意工夫を発揮する上で障害となっている規制を除去しようとするものであり、本税制措置は国家戦略特区の目的達成に資する事業を実効的・具体的に進めていくためのインセンティブである。国家戦略特区は、規制の特例措置と税制措置が相まって産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ろうとするものであり、本税制の措置は妥当である。</p>

		<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>国家戦略特区制度には、税制措置のほか、規制の特例措置、金融支援が講じられている。</p> <p>規制の特例措置は、国家戦略特区において「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点の整備」等を目的とする事業の実施を可能とする前提条件として整備される措置である。</p> <p>また、金融支援は、新たな成長分野を切り開く先駆的な研究開発や革新的な事業を行うものの、資金調達が容易ではないベンチャー企業又は中小事業者を支援するものである。</p> <p>したがって、国家戦略特区制度の政策目的を達成するための事業活動に対して、インセンティブを付与する本税制措置とは対象が異なる。</p>
		<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>国家戦略特別区域法第3条において、「地方公共団体及び民間事業者その他の関係者が、国と相互に密接な連携を図りつつ、これらの施策を活用して、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを旨として、行われなければならない。」とされている。</p>
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	